放射線障害予防規程

平成31年4月1日

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所放射線障害予防規程

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 組織及び職務(第7条-第20条)
- 第3章 管理区域(第21条-第22条)
- 第4章 維持及び管理(第23条-第26条)
- 第5章 使用(第27条)
- 第6章 保管、運搬及び廃棄(第28条-第33条)
- 第7章 測定(第34条-第36条)
- 第8章 教育及び訓練(第37条)
- 第9章 健康診断、放射線障害を受けた者等に対する措置 (第38条-第39条)
- 第10章 記帳及び保存(第40条)
- 第11章 災害時、危険時の措置(第41条-第43条)
- 第12章 情報報告提供(第44条)
- 第13章 報告(第45条)

附則

別図 放射線安全管理組織図

別表 別表1 放射線施設等の点検項目

別表 2 自主点検項目

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター研究所における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの(以下「放射性同位元素等」という)の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター研究所(以下「研究所」 という)の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

- 第3条 本規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
 - 一 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬、廃棄の作業をいう。
 - 二 「放射線業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、研究所長が承認した者をいう。
 - 三 「放射線施設」とは、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

(他の規程との関連)

第4条 放射性同位元素等の取扱いに係る保安については、本規程に定めるもののほか、 健康安全管理規程その他保安に関する規程の定めによる。

(細則等の制定)

- 第5条 国立研究開発法人国立成育医療研究センター研究所長(以下「所長」という) は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号、以下「防止法」という)及び本規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる事項の運用基準等を定めるものとする。
 - 一 放射線安全管理委員会運営規則
 - 二 放射線障害予防規程運用細則(以下「運用細則」という。)

(遵守等の義務)

- **第6条** 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、放射線取扱主任者が放射線 障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。
- 2 所長は、放射線取扱主任者が防止法及び本規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 所長は、第8条に定める放射線安全管理委員会が本規程に基づき行う意見具申を尊 重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第7条 研究所内における放射性同位元素等の取扱いに従事する者並びに安全管理に 従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線安全管理委員会)

- **第8条** 放射線障害防止について必要な事項を企画審査するために、研究所内に放射線 安全管理委員会を置く。
 - 2 委員長は、副所長とする。
 - 3 委員は、放射線施設責任者、放射線取扱主任者、安全管理責任者、施設管理責任 者、健康管理医、管理区域担当者、及び所長が指名する者とする。
 - 4 委員会の運営については、別に定める放射線安全管理委員会運営規則によるものとする。

(放射線取扱主任者等)

- **第9条** 所長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、防止法に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を選任しなければならない。
- 2 所長は主任者を選定した場合、1年以内に、その後は3年以内に防止法に規定する 定期講習を受講させなければならない。
- 3 所長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため前項に規定する主任者の代理者(以下「代理者」という。)を選任しなければならない。
- 4 代理者の資格は、第1項を準用する。

(主任者の職務)

- 第10条 主任者は、研究所内における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 一 予防規程並びに運用細則の制定及び改廃への参画
 - 二 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
 - 三 法令に基づく申請、通知、届出、報告の審査
 - 四 立入検査等の立会い
 - 五 異常及び事故の原因調査への参画
 - 六 所長等に対する意見の具申
 - 七 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
 - 八 安全管理責任者、施設管理責任者及び健康管理医に対する指導
 - 九 関係者への助言、勧告及び指示

- 十 放射線安全管理委員会の開催の要求
- 十一 自主点検に関する所長等への報告
- 十二 その他放射線障害防止に関する必要事項

(代理者の職務)

第11条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中その職務を代行しなければならない。

(放射線施設責任者)

- **第12条** 放射線施設責任者は、放射線施設の管理業務及び個人被ばくに関する管理業 務の総括を行う。
- 2 放射線施設責任者は、放射線の安全管理の知識を有する職員のうちから所長が指名する。

(安全管理責任者)

- 第13条 安全管理責任者は、放射線管理に関する業務を総括する。
- 2 安全管理責任者は、放射線の安全管理の知識を有する職員のうちから所長が指名する。
- 3 総括した結果は、主任者及び放射線施設責任者に報告しなければならない。

(安全管理担当者)

- 第14条 放射線管理業務を行うため、放射線担当部門に安全管理責任者が指名する安全管理担当者を置く。
- 2 安全管理担当者は、次の業務を行う。
 - 一 業務従事者の登録に関する業務
 - 二 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線による被ばく及び放射性同位元素による 汚染の管理
 - 三 放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び表面汚染密度の測定
 - 四 放射線測定器の保守管理
 - 五 放射性同位元素等の受入、払出、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
 - 六 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
 - 七 業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
 - 八 放射性廃棄物の処理に関する業務
 - 九 巡視及び点検並びに自主点検に関する業務
 - 十 第1号から第9号までに関する記帳・記録の管理及びその保管
- 十一 関係法令に基づく申請、通知等の手続きその他関係省庁との連絡事項等に関する業務

(管理区域担当者)

- 第15条 所長が指名する管理区域担当者を置く。
- 2 管理区域担当者は、担当管理区域において次の業務を行う。
 - 一 放射線障害防止のために必要な措置
 - 二 管理区域に立ち入る者に対する第21条に規定する事項の遵守徹底
 - 三 巡視及び点検並びに自主点検に関する業務

(取扱責任者)

- 第16条 管理区域担当者は、放射線作業ごとに取扱責任者を定めなければならない。
- 2 取扱責任者は、業務従事者に対し、放射性同位元素等の取扱いについて適切な指示 を与えるとともに、使用、保管、運搬及び廃棄に関する記録を行い管理区域担当者に 報告しなければならない。

(業務従事者)

- **第17条** 研究所内において放射性同位元素等又は発生装置等の取扱等業務に従事する者を、業務従事者として登録しなければならない。
- 2 業務従事者は、所属部門の長の申請に基づき、主任者の同意の下に所長が承認した 上で登録する。
- 3 所長は、前項の承認を行うに当たり、業務従事者として申請した者に対し第38条 に定める教育及び訓練を安全管理担当者に、第39条に定める健康診断を健康管理医 に実施させ、その結果を照査しなければならない。
- 第18条 施設管理責任者は、放射線施設の維持及び管理を総括する。

(施設管理責任者)

2 施設管理責任者は、会計部門の長を所長が指名する。

(施設管理担当者)

- 第19条 施設管理業務を行うため、施設管理責任者が指名する施設管理担当者を置く。
- 2 施設管理担当者は、各放射線施設について次の業務を行う。
 - 一 電気設備の運転及び維持管理に関する業務
 - 二 給排気設備及び給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
 - 三 巡視及び点検並びに自主点検に関する業務

(健康管理医及び健康管理担当者)

- 第20条 健康管理医は、第39条に規定する健康診断に関する業務を総括する。
- 2 健康管理担当者は、業務従事者に対する健康診断計画を立案し、実施する。

第3章 管理区域

(管理区域)

- **第21条** 所長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。
- 2 前項で指定する管理区域は、別に定める運用細則による。
- 3 管理区域担当者は、次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
 - 一 業務従事者として第17条に基づき登録された者
 - 二 見学者等で一時的に立ち入る者として安全管理責任者が認めた者(以下「一時立 入者」という。)

(管理区域に関する遵守事項)

- 第22条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 定められた出入口から出入りすること。
 - 二 一時立入者が管理区域内に立ち入るときは、放射線業務従事者が同伴するととも に、所定の用紙に必要事項を記入すること。
 - 三 業務従事者等は、個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
 - 四 業務従事者等は、管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
 - 五 業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安 を確保するための指示に従うこと。
 - 六 一時立入者は、主任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)を取り扱う管理区域に立ち入る業務従事者及び一時立入者は、前項のほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 専用の作業衣及び履物その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着 用してみだりに管理区域から退出しないこと。
 - 二 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれのあるときは、直ちに安全管 理責任者に連絡し、その指示に従うこと。
 - 三 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、安全管理責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を取ること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 安全管理責任者等は、管理区域の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項並び に標識を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第4章 維持及び管理

(巡視及び点検)

- 第23条 安全管理担当者、管理区域担当者及び施設管理担当者は、別表1に掲げる項目について、定期的に巡視及び点検を行わなければならない。
- 2 安全管理担当者、管理区域担当者及び施設管理担当者は、前項の巡視及び点検の結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じるとともに、安全管理責任者及び施設管理責任者を通じ、主任者、放射線施設責任者及び所長に通報しなければならない。

(自主点検)

- 第24条 安全管理担当者、管理区域担当者及び施設管理担当者は、別表2に掲げる項目について、年2回以上(6ヶ月を超えない期間ごと)使用施設等に係る自主点検を行わなければならない。
- 2 安全管理担当者、管理区域担当者及び施設管理担当者は、前項の自主点検の結果、 異常を認めたときは、その状況及び原因を調査して修理等必要な措置を講じ、その結果 果を相互に通報するとともに、安全管理責任者、施設管理責任者を通じ、主任者及び 放射線施設責任者に通報しなければならない。
- 3 安全管理責任者及び施設管理責任者は、前項の調査の結果、その異常が使用施設等 に係る保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。

(点検結果の通知等)

- 第25条 安全管理担当者、管理区域担当者及び施設管理担当者は、前条第1項の自主 点検を終えたときは、その結果を安全管理責任者及び施設管理責任者にそれぞれ報告 するとともに、相互に通知しなければならない。
- 2 安全管理担当者は、前条第1項の自主点検を終えたとき又は前項の通知を受けたときは、安全管理責任者に報告しなければならない。
- 3 安全管理責任者は、前条第1項の自主点検の結果を主任者及び放射線施設責任者を 経由して所長に報告しなければならない。

(修理及び改造)

- **第26条** 安全管理責任者及び施設管理責任者は、それぞれ所管する設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、相互に協議の上、その実施計画を作成し、主任者及び所長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。
- 2 所長は、前項の承認を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、そ の安全性、安全対策等につき放射線安全管理委員会に諮問するものとする。

3 安全管理責任者及び施設管理責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者、放射線施設責任者を経由して所長に報告しなければならない。

第5章 使用

(非密封放射性同位元素の使用)

- **第27条** 非密封放射性同位元素を使用する者は、安全管理責任者の管理の下に次の各 号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 非密封放射性同位元素の使用は、別に定める運用細則に従って放射線施設において行い、承認使用数量を超えないこと。
 - 二 排気設備が正常に作動していることを確認すること。
 - 三 吸収材、受皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
 - 四 しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
 - 五 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
 - 六 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
 - 七 放射線施設においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用して管理区域から退出しないこと。
 - 八 放射線施設から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は除染すること。
 - 九 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、放射線施設から持ち出さないこと。
 - 十 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、 管理区域から持ち出さないこと。
 - 十一 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に 所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故発生の防 止措置を講ずること。

第6章 保管、運搬及び廃棄

(保管)

- 第28条 非密封放射性同位元素、所定の容器に入れ、所定の貯蔵室に貯蔵すること。
- 2 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて非密封放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- 3 容器は、非密封放射性同位元素を保管中に、みだりに持ち運ぶことができないよう にするための措置を講ずること。

- 4 非密封放射性同位元素を貯蔵室に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、 吸収材、受皿を使用する等、貯蔵室内に汚染が拡大しないよう措置を講ずること。
- 5 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する こと。

(管理区域における運搬)

第29条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との 混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要 な措置を講じなければならない。

(研究所内における運搬)

- **第30条** 研究所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、あらかじめ安全管理責任者の承認を受けて行わなければならない。
 - 一 放射性同位元素等を収納した運搬容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。
 - 二 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度 の10分の1を超えないようにすること。
 - 三 線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。
 - 四 その他関係法令に基づき実施すること。

(所外における運搬)

第31条 所外において放射性同位元素を運搬しようとするときは、主任者及び所長の 承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならな い。

(廃棄)

- 第32条 非密封放射性同位元素の廃棄は、次の各号に従って行わなければならない。
 - 一 固体状の放射性廃棄物は、不燃性、難燃性及び可燃性に区分し、それぞれ専用の 廃棄物容器に封入し、廃棄物保管室に保管廃棄すること。
 - 二 前号の規定により保管廃棄された廃棄物は、別に定める運用細則に従い、廃棄業者に引き渡すこと。
 - 三 液体状の放射性廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備 により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水 すること。
 - 四 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を限度以下として排気すること。

- 2 放射性有機廃液を焼却炉により焼却する場合は、次の各号に従って行わなければならない。
 - (1) 焼却は³H, ¹⁴C, ³²P, ³³P, ³⁵S 及び ⁴⁵Ca のみを含んだ有機廃液であること。 並びにモニタリングの際に採取した試料に含まれるその他の核種を含む液体シンチレータ廃液
 - (2) 放射性有機廃液の上限濃度を次の値以下とすること。

ア. ³H, ¹⁴C, ³⁵S: 37Bq/cm³

イ. ³²P, ³³P, ⁴⁵Ca: 3.7 Bq/cm³

- ウ. モニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレータ廃液に含まれるその他の核種: 3.7 Bq/cm³
- (3) 焼却炉の運転は施設管理責任者の管理のもとに行うこと。
- (4)施設管理責任者は焼却炉の安全運転、保守点検、廃棄作業、異常時並びに危険時の措置に必要な教育訓練を受けた者の中から、運転担当者を選任すること。
- (5) 焼却炉の運転は別に定める放射性有機廃液焼却炉運転管理要領に従って行い、 異常が発生した場合は直ちに運転を停止し主任者に報告するとともに適切な措 置を講じなければならない。
- (6) 焼却炉は別に定める放射性有機廃液焼却炉運転管理要領に基づき定期的に点検 するとともに、運転前においても所定の点検を行い、異常を認めた場合は適切な 措置を講じなければならない。

(保管状況の調査)

- 第33条 管理区域担当者は、年1回以上、所管する放射性同位元素の保管量及び保管 の状況の調査を行い、放射性同位元素の種類ごとの保管量及び保管状況をとりまとめ、 その結果を安全管理担当者に通知しなければならない。
- 2 安全管理担当者は、前項の通知を受けたときは、自ら所管する放射性同位元素について実施した調査結果と管理区域担当者に係る調査結果を研究所等を単位として取りまとめ、安全管理責任者に報告しなければならない。

第7章 測定

(放射線測定器の保守及び校正)

第34条 安全管理責任者は、安全管理に係る放射線測定器について常に正常な機能を 維持するように保守及び校正をしなければならない。

(場所の測定)

第35条 安全管理責任者は、放射線障害が発生するおそれのある場所について放射線

- の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。
- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメート ル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 3 非密封放射性同位元素の取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
 - 一 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界、及び研究 所の境界について、それぞれ測定点を定め行うこと。
 - 二 放射性同位元素による汚染状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排 気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について、それぞれ測定点を 定め行うこと。
 - 三 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口及び排水口における測定は、排気及び排水のつど行うこと。
- 4 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。
 - 一 測定日時
 - 二 測定箇所
 - 三 測定をした者の氏名
 - 四 放射線測定器の種類及び型式
 - 五 測定方法
 - 六 測定結果
- 5 前項の測定結果は、安全管理責任者が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

- 第36条 安全管理担当者は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器でもって、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。
 - 一 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
 - 二 測定は、胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を所長に 書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときはこの限りではない。) にあっては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線 量当量(中性子線については1センチメートル線量当量)を測定すること。
 - 三 前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合は、当該部分

についても行うこと。

- 四 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、 上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位に ついても行うこと。
- 五 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばく についても測定を行うこと。
- 六 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して 行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの実効線量が100マイク ロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- 七 次の項目について測定の結果を記録すること。
 - ア 測定対象者の氏名
 - イ 測定した者の氏名
 - ウ 放射線測定器の種類及び型式
 - エ 測定方法
 - オ 測定部位及び測定結果
- 八 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録する。
- 九 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
 - ア 算定年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 算定した者の氏名
 - 工 算定対象期間
 - 才 実効線量
 - カ 等価線量及び組織名
- 十 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。
- 十一 前号による算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

- ア 集計年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 集計した者の氏名
- 工 集計対象期間
- 才 累積実効線量
- 十二 第7号から第11号までの記録は、安全管理責任者が永久に保存するとともに、 記録のつど対象者に対してその写しを交付すること。
- 2 安全管理担当者は、前項の測定結果に基づき、使用施設等における1年間の放射線 業務従事者数及び個人実効線量分布を作成し、安全管理責任者を経由して放射線施 設責任者に報告しなければならない。

第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

- 第37条 安全管理担当者は、放射性同位元素等又は発生装置等の取扱等業務に従事する者に対し、本規程の周知徹底を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。
- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。
 - 一 実施の時期は、次のとおりとする。
 - ア 管理区域に立ち入る者については、初めて管理区域に立ち入る前
 - イ 管理区域に立ち入らない者については、取扱等業務に従事する前
 - ウ 管理区域に立入った後及び取扱等業務の開始後にあっては1年を超えない期間ごと
 - - ア 放射線の人体に与える影響

- 30分以上
- イ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱
- 1時間以上
- ウ 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程
- 30分以上

- エ その他放射線障害防止に関して必要な事項
- 三 第1号ウについては、第2号に掲げる項目及びその他放射線障害防止に関して必要な事項について実施すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2号に掲げる項目又は前項第3号の事項の全部又は一 部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は 事項についての教育及び訓練を省略することができる。
- 4 安全管理担当者は、一時立入者の承認を行う場合は、当該立入者に対して放射線障

害の発生を防止するために必要な注意事項等を周知しなければならない。

5 安全管理担当者は、教育及び訓練を実施したときは、その都度実施結果を記録する とともに、安全管理責任者及び主任者に報告しなければならない。

第9章 健康診断、放射線障害を受けた者等に対する措置

(健康診断)

- **第38条** 健康管理医は、業務従事者に対して次の各号に定めるところにより健康診断 を実施しなければならない。
 - 一 実施時期は、次のとおりとする。
 - ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
 - イ 管理区域に立ち入った後にあっては、1年を超えない期間ごとに行う。
 - 二 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
 - 三 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。
 - 四 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、アからウの部位 又は項目(初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあっては、ア及びイの部位又 は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に限る。
 - ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白 血球百分率の検査
 - イ 皮膚の検査
 - ウ 眼の検査
- 2 健康管理医は、前項各号の規定にかかわらず、業務従事者が次の一に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。
 - 一 放射性同位元素を誤って吸入又は経口摂取した場合
 - 二 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に 除去することができない場合
 - 三 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され又は汚染されたおそれのある場合
 - 四 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれのある場合
- 3 健康管理医は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
 - 一 実施年月日
 - 二 対象者の氏名
 - 三 健康診断を実施した医師名
 - 四 健康診断の結果

- 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 4 健康診断の結果の記録は、健康管理医が永久に保存するとともに実施のつど記録の 写しを対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

- 第39条 安全管理責任者は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者、健康管理医及び放射線施設責任者と協議しその程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を所長に具申しなければならない。
- 2 所長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

第10章 記帳及び保存

(記帳)

- 第40条 安全管理責任者は、入手、使用、保管、運搬、廃棄、受入・払出、自主点検 並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。
- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。
 - 一 入手
 - ア 放射性同位元素の種類及び個数並びに数量
 - イ 放射性同位元素の入手年月日、目的
 - ウ 放射性同位元素を入手した者の氏名
 - 二使用
 - ア 放射性同位元素の種類及び個数並びに数量
 - イ 放射線発生装置等の種類
 - ウ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - エ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
 - 三 保管
 - ア 放射性同位元素の種類及び個数並びに数量
 - イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

四 運搬

- ア 研究所外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
- イ 荷受け人又は荷送り人、運搬を委託された者の氏名又は名称、及び運搬に従事 する者の氏名

五 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び個数並びに数量

- イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

六 受入・払出

- ア 放射性同位元素の受入・払出の種類及び個数並びに数量
- イ 放射性同位元素の受入・払出の年月日、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の受入・払出に従事する者の氏名
- エ 放射性同位元素の受入・払出の相手方の氏名又は名称

七 自主点検

- ア 自主点検の実施年月日及び結果
- イ 自主点検の結果に基づき講じた措置の内容
- ウ 自主点検を行った者の氏名
- 八 第40条の教育及び訓練
 - ア 教育及び訓練の実施年月日及び項目
 - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- 3 第2項に定める帳簿は、毎年三月三十一日に閉鎖し、安全管理責任者が5年間保存 しなければならない。

第11章 災害時、危険時の措置

- 第41条 次の各号に掲げる事態が発生を発見した者は、別に定める運用細則に従い 通報しなければならない。
 - 一 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生した場合。
 - 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することに よって廃棄した場合において、濃度限度を超えた時。
 - 三 液体状の放射性同位元素を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えた時。
 - 四 放射性同位元素が管理区域外に漏洩したとき (施行規則第 15 条第 2 項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素を使用した場合の除く)。
 - 五 放射性同位元素が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当する ときを除く。
 - イ 漏洩した液体状の放射性同位元素が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏 洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る排気 設備の機能が適正に維持されているとき。

- ハ 漏洩した放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他漏洩の程度が軽微 なとき (表面密度限度を超えないとき)。
- 六 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき
 - ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある 線量
 - イ 事業所の境界(及び事業所内の人が居住する区域)における線量
- 七 放射性同位元素等に火災が起こり、又は放射性同位元素等党に延焼のおそれがあるとき
- 八 使用その他の取扱における計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を 超え、又は超えるおそれがあるとき
 - ア 放射線業務従事者 : 5mSv
 - イ 放射線業務従事者以外の者 : 0.5mSv
- 九 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超える おそれのある被ばくがあったとき
- 2 所長は前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する 措置を10日以内に、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第42条 施設が所在する同一区内で大規模自然災害(震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊(住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻党による家屋全壊が生じた場合))、または放射線施設に火災等の災害が起こった場合には、別に定める運用細則に従い、あらかじめ指定された者が点検を行い、その結果を、主任者及び放射線施設責任者を経由して所長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

- **第43条** 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある 事態にその発見者は、別に定める運用細則に従い、直ちに、災害の拡大防止、通報及 び避難警告等応急の処置を講じるとともに、主任者、又は関係者に通報しなければな らない。
- 2 前項の事故等により、通報を受けた主任者は、直ちに所長、関係者および研究所の 所在地を管轄する警察署及び消防署(以下「関係機関」という。)に通報しなければ ならない。
- 3 放射線施設責任者は必要な応急処置を講じなければならない。
- 4 放射線施設責任者は前項の点検報告及び講じた応急処置について所長に報告しなければならない。
- 5 災害時の緊急作業に従事するのは施設職員とする。

- 6 放射線施設責任者は緊急作業に従事する者に対して「緊急時の対応」に関する教育 訓練を受けさせなければならない。
- 7 放射線施設責任者は災害時に緊急作業に従事した者に対して、「第9章健康診断、 放射線障害を受けた者等に対する措置」と同様の措置を受けさせなければならない。

第12章 情報提供

(情報提供)

- 第44条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、放射線施設責任者が所長に報告した上で、総務部を通じて研究所ホームページに次項に定める 事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関等へ情報提供するとともに、外部からの問い合わせに対応するため、RI管理室に問合せ窓口を設置するものとする。
- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容(以下「情報 提供内容」という。)は、次の各号に掲げる事項とする。
 - ア 事故の発生日及び発生した場所
 - イ 汚染状況等による事業所等外への影響
 - ウ 事故の発生した場所において取扱っている放射性同位元素の種類、性状及び 数量
 - エ 応急措置の内容
 - オ 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - カ 事故の原因及び再発防止策

第13章 報告

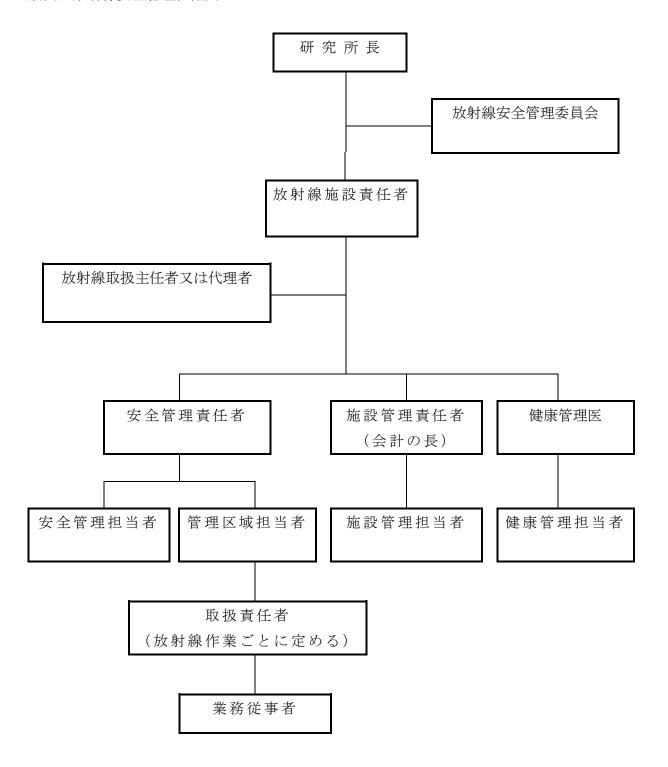
(報告)

第45条 安全管理責任者は、第25条第2項、第33条第2項及び第36条第2項の報告に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第37条第3項に定める放射線管理状況報告書を毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、主任者及び放射線施設責任者を経由のうえ所長に報告し、所長は、当該機関経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

附則

1 この規程は、平成16年9月3日から施行する。

- 2 この規程は、平成17年6月1日に改定する。
- 3 この規程は、平成22年8月1日に改定する。
- 4 この規程は、平成25年8月22日に改定する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日に改定する。
- 6 この規程は、平成31年4月1日に改定する。



別表1 放射線施設等の点検項目

管理区域全般	点 検 項 目	実 施 者
	管理区域の区画及び閉鎖設備	
	作業環境の状況	
	床及び天井等の状況	
管理区域全般	標識等の状況	管理区域担当者
	汚染検査設備及び洗浄設備の	
	状況	
	更衣設備の状況	
気体廃棄設備	作動確認	
	排気フィルタの差圧確認	施設管理担当者
液体廃棄設備	漏洩の有無の目視確認	同上
	水位計等監視設備の確認	
電気設備	作動確認	同 上
警報設備	作動確認	同 上
負圧監視設備	作動確認	管理区域担当者
フード	風量確認	同 上
放射性廃棄物の	作動確認	
処理等に必要な	目視確認	安全管理担当者
設備		

別表2 自主点検項目

区分	点 検 項 目	実 施 者
施設の位置等	位 置	管理区域担当者
	地崩れのおそれ	施設管理担当者
	浸水のおそれ	安全管理担当者
	周囲の状況	
主要構造部等	構造及び材料	同上
遮へい	構造及び材料	管理区域担当者
	遮へい物の状況	安全管理担当者
	線量当量	

管理区域	区画及び閉鎖設備	管理区域担当者
	床・壁等の構造、表面仕上げ	施設管理担当者
	線量当量	安全管理担当者
	標識	
作業室	床・壁等の構造、表面仕上げ	
	室内の空気の流れ	管理区域担当者
	フード、グローブボックス等	
	標識	
汚染検査室	設置位置等	
	床・壁等の構造、表面仕上げ	
	洗浄設備	
	更衣設備	管理区域担当者
	除染器材	安全管理担当者
	放射線測定器	
	標識	
貯蔵室、貯蔵容器	設置位置等	
	構造及び材料	
	遮へい物の状況	
	線量当量	同上
	放射性同位元素保管量	
	閉鎖設備	
	標識	
有機廃液焼却設備	焼却炉	
	安全装置	同上
	排気	
排気設備	設置位置等	
	床・壁等の構造、表面仕上げ	
	排気浄化装置	
	排風機	施設管理担当者
	排気ダクト、排気口	
	汚染空気の拡大防止装置	
	標識	
排水設備	設置位置等	
	I	

	床・壁等の構造、表面仕上げ	
	排水浄化装置	同上
	排水管	
	標識	
保管廃棄設備	設置位置等	
	床・壁等の構造	
	閉鎖設備	
	保管廃棄容器	管理区域担当者
	保管の状況	
	安全装置	
	標識	